

請 願 審 査 資 料

令和 7 年請願第 3 号

小中学校への特別支援学級の専門知識のある教員の増員
及び保護者の相談窓口の充実について

令和 8 年 7 月 27 日

教育委員会

1 請願事項

- ① 市内の小中学校に特別支援学級の専門知識のある教員を増員すること。
- ② 市内の小中学校に通う障がいのある児童生徒の保護者が障がいの専門知識のある人に相談しやすいよう相談窓口をより充実させること。

2 特別支援教育を担う教員の育成・確保について

特別支援教育に関して専門知識のある教員を育成・確保するため、下記の実施を行っている。

- ・ 特別支援学校教諭免許状を持たない現職教員を対象に、特別支援学校教諭免許状取得に必要な単位習得のための免許法認定講習を実施
- ・ 免許法認定通信教育講座を受講し、単位を取得するものに対して、大学への入学料及び授業料に対する補助制度を令和8年度から実施
- ・ 初めて特別支援学級を担当する教員等を対象に、学級経営や指導方法に関する研修を実施
- ・ 全教員を対象に特別支援教育に関する研修を毎年校内研修として実施
- ・ 経験豊富な特学リーダー教員の配置により、経験の浅い教員を育成支援
- ・ 特別支援教育に関する知見や経験を得るため、新規採用職員については、10年以内に特別支援教育への従事するよう配置するとともに、特別支援学校と小・中学校の人事交流を促進
- ・ 特別支援学校教諭免許状を有する新規採用職員に対して、大学在学時に貸与を受けた奨学金の返還支援を令和8年度から実施

3 保護者の相談窓口について

障がいのある児童生徒の保護者が障がいの専門知識のある人に相談できるよう、発達教育センターにおいて、下記の相談を行っている。

- ・ 児童生徒の発達上の悩み、学校での学習や友達関係での悩み等について、心理士、言語聴覚士等による教育相談を実施
- ・ 児童生徒の学校での学びの場について、医師、学識経験者等による就学相談を実施

4 国の動向

文科省の特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告（令和4年3月）において、特別支援学級担任については、特別支援教育に関する専門性を向上させるため、特別支援学校と小・中学校との人事交流の促進や特別支援学校教諭免許状の保有率の向上が重要とされている。

また、特別支援教育に携わる教員を増やしていくため、採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずることを教育委員会に対して求めている。

相談窓口については、障害者基本法や学校教育法施行令の趣旨を踏まえ、早期から情報の提供や相談会の実施に取り組み、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築することとしている。

5 請願に対する考え方

特別支援教育に関して専門知識のある教員については、特別支援学校教諭免許状取得にかかる支援や研修等による育成を図るとともに、特別支援学校との人事交流や奨学金返還支援事業などにより人材の確保に努め、特別支援教育の更なる充実に取り組んでいく。

保護者の相談窓口の充実については、現在実施している相談を継続しながら、教育相談は、より保護者が気軽に相談できるよう、今年度7月から電話での受付に加え、オンラインでも新規受付できるようにしている。